

原案審議の進め方と体制について

今後の原案審議の進め方と体制について、第 17 回運営会議(12/27 開催)において、以下のよう
な問題提起がなされ、委員会に諮ることとなった。

1．原案審議の体制について

(1)これまでの審議体制の反省事項について

- 提言の審議段階で、部会専任委員の方から、部会での議論や委員個人の意見の委員会議論への反映について、「不透明である」旨の意見が寄せられた。
- 提言審議では、テーマ別検討を行うWGと流域別検討を行う部会が併行して開催され、その結果が委員会に報告・審議される流れをとった。その結果、委員会、WGのどちらにも所属していない委員には、全体の議論の流れが見えにくくなった。

(2)新たな審議体制の提案

現在の委員会委員および部会委員全てを委員会委員とする。

現在の地域別部会に加えて、テーマ別の部会を設ける。テーマ及び所属委員については今後検討する。なお、委員は原則として、現在の流域別部会(琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会)に加えて、テーマ別部会にも所属するものとする。

2．原案審議の流れ

- 原案審議の進め方、体制については、運営会議(1/24)にて検討し、委員会に提示し、審議する。
- 当面(2、3 月を想定)、基本的な考え方等について、全委員が参加する拡大委員会形式で検討を行う。その後、委員会・テーマ別部会・流域別部会(現在の部会)の役割分担(審議内容、意見書のとりまとめ等)等を決定し、具体の整備内容等の事項について審議を進める。

3．その他

- 審議体制の変更に伴い、規約の改正を行う。
- 1/24 の以降の拡大委員会については、現在2月、3月に各1回を予定しており、2月については 2/24(月)、3月については 3/27(木)で各委員にご都合を照会中。